

公 表 第 1 5 号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年10月28日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和2年度

部局名：協働推進部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	旅費支給事務	参加費用に昼食代を含む研修に係る旅費において、減額処理をしていないものがある。
			ご指摘を受け、速やかに減額処理及び戻入を行いました。今後は研修内容を十分確認し、旅費計算に誤りがないよう徹底します。